d　いずれの一又は二以上の地点においても着陸を省略すること。

e　路線上のいずれの地点においても、当該航空企業のいかなる航空機から当該航空企業のいかなる他の航空機へも貨客を積み替えること。

f　航空機の変更又は便名の変更を伴うか否かを問わず、当該一方の締約国の領域内のいずれかの地点の後背に位置する地点を運航すること並びにそのような業務を公衆に対して直通の業務として提供し、及び宣伝すること。

g　締約国の領域内であるか領域外であるかを問わず、いずれの地点においても途中降機を行うこと。

h　他方の締約国の領域を経由して貨客を接続して運送すること。

i　貨客をその出発地のいかんを問わず、同一の航空機に積み込むこと。

2　この附属書に規定する路線上の一又は二以上の区間において、一方の締約国のいかなる航空企業も、路線上のいずれの地点においても、運航する航空機の型式又は数の変更についていかなる制限も受けることなく国際航空運送を行うことができる。ただし、当該一方の締約国から出発する方向の場合には、運航する航空機の型式又は数の変更を行う地点から先の運送が当該一方の締約国からの運送の継続であること及び当該一方の締約国に向かう方向の場合には、当該一方の締約国への運送がその変更を行う地点までの運送の継続であることを条件とする。

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、前記の日本国政府の提案をアメリカ合衆国政府が受諾することを閣下に通報するとともに、閣下の書簡（添付されている了解覚書を含む。）及びこの返簡が両国政府間の合意を構成することを確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に敬意を表します。

二千十年十一月十三日に横浜で

アメリカ合衆国

特命全権大使　ジョン・V・ルース

日本国外務大臣　前原誠司閣下

○財務省告示第三百七十三号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十二年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

百六を削り、百七を百六とし、百八から百三十二までを一ずつ繰り上げる。

○農林水産省告示第千九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町新川字上荒平九五六、九五八、九五九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字本道寺二七四の二、二七四の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市河合町稲越字桐山口二六七、二六九の一、字前平三一〇の一、八三二の七、字鹿沢上八三六の八、八三六の一六、八三六の二一、八三六の二〇（次の図に示す部分に限る。）、字尾ノ花谷八三三の三五、八三三の三七、大垣市上石津町一之瀬字多仁三三八、字川西二五八二の五三、二五八二の五四、青墓町字寒谷一九〇一から一九〇五まで、一九一五、加茂郡東白川村越原字菊久里一一一四の一、一一一四の五、一一一四の六、一一一四の八、八百津町錦織字孫多ケ洞一六八四の一から一六八四の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県新見市哲多町田淵字岩嘉二一八七の一、二一八九の一、二一八九の三、字池成一一九七の第一、二一九七の第三、一一九八の第一、哲多町荻尾字早風四〇の一、大佐上刑部字花ノ尾尻一九五五の四、一九五五の七、一九五五の一〇、字小久保口一九六五の一、一九六五の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市美川町七八四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字田下後山一〇五二一の二四、一〇五二一の二五、字土々呂ケ内山一〇六四七の一